様式第八十三の十一を次のように改める。

様式第83の11（第132条の13関係）

役員選任（解任）認可申請書

年　月　日

殿

申請者の住所
申請者の名称
代表者の氏名

電気事業法第99条の10の規定により、別添のとおり卸電力取引所の役員の選任（解任）の認可を受けたいので申請します。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第八十四を次のように改める。

様式第84（第133条関係）

表面

第　　号

電気事業法第107条の規定による立入検査証

写真

押出スタンプ

職名

氏名

年　月　日生

年　月　日発行

発行者　　印

裏面

電気事業法抜すい

（立入検査）

第107条　主務大臣は、第39条、第40条、第47条、第49条及び第50条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力発電工作物を設置する者又はボイラー等（原子力発電工作物に係るものに限る。）の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、原子力発電工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3　経済産業大臣は、第22条の３から第23条の３まで又は第27条の11の３から第27条の11の６までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、一般送配電事業者の特定関係事業者又は送電事業者の特定関係事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4　経済産業大臣は、第１項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、自家用電気工作物を設置する者、自家用電気工作物の保守点検を行つた事業者又はボイラー等の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般用電気工作物の設置の場所（当該一般用電気工作物が小出力発電設備以外のものである場合にあつては、居住の用に供されているものを除く。）に立ち入り、一般用電気工作物を検査させることができる。ただし、居住の用に供されている場所に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

6　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、推進機関の